

公益財団法人岩手県福祉基金

福祉基金要覧

令和7年7月作成

目 次

1 沿革	1
2 令和6年度事業報告書	2
3 令和6年度収支決算書	7
4 令和7年度事業計画書	13
5 令和7年度収支予算書	18
6 定款・諸規程	19
7 統計資料	57
8 役員・評議員名簿	61

沿　　革

昭和 48 年 12 月、松下電器産業株式会社創業 55 周年及び創業者の松下幸之助氏の会長職引退を記念して、各都道府県に総額 50 億円の社会福祉対策資金が寄贈されました。

そのうち、岩手県に 7,700 万円が寄付されたのを機に、昭和 49 年 3 月、岩手県と社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が契約を結び、民間社会福祉施設の育成を目的に、「民間社会福祉事業振興基金」の発足をみました。

当時、本県における民間の社会福祉施設は年々着実に整備拡充され、施設サービスの進展に大きな役割を果たし、さらに、民間の各種福祉団体も、その組織を拡充しながら活動を推進し、県民福祉の増進に重要な役割を果たしていました。

しかし、これらの民間の社会福祉施設の経営の基本となる経費は措置費として交付されていましたが、建物の維持管理をはじめ、補修や拡充のための経費など、臨時的な資金の充足に課題を抱えていました。

また、高齢者、身体障害者及び母子家庭など社会的に弱い立場の人々の援護を目的として結成された多くの団体も、それぞれ、会員会費や補助金により活動を展開していましたが、充分な活動を支える財政状況にはありませんでした。

そのため、民間社会福祉活動を総合的に育成する財源を恒久的に確保すべく、「民間社会福祉事業振興基金」を拡充する「財団法人岩手県福祉基金」の創設構想が持ち上がり、その実現に向けて、昭和 51 年 11 月から準備が進められ、昭和 52 年 4 月 1 日に設立されました。

法人設立後、昭和 52 年度から昭和 56 年度までの期間に総額 7 億 400 万円の基金を造成する第 1 次基金造成計画を策定し、県内外の企業や団体からの寄付と岩手県及び市町村からの補助金も得て、昭和 56 年度末に造成目標を達成しました。

第 1 次造成目標達成後も、多様化する福祉活動に対応する資金需要は年々増加の傾向を示していたことから、新たに昭和 58 年度から昭和 61 年度までの 4 か年を目標年次として 10 億円の基金造成を目指した第 2 次基金造成計画を策定し、目標年次より 1 年遅れて造成目標を達成しました。

その後も、企業・団体や個人から寄付金が寄せられ、令和 7 年 3 月末現在で 11 億 4,599 万円の基金を有し、ここから生ずる果実をもって助成は 14 億 208 万円に達し、本県社会福祉の向上に大きな役割を果たしています。

なお、平成 25 年 4 月 1 日には県の認定を得て、「公益財団法人岩手県福祉基金」となり、引き続き本県の福祉向上のための取組を推進しています。

令和 6 年度事業報告書

令和6年度事業報告

昭和52年4月1日に創設された財団法人岩手県福祉基金は、平成25年度に公益財団法人に移行し、令和6年度に48年目を迎えた。

この間、民間社会福祉活動を支える財源を恒久的に確保すべく基金造成に努め、令和6年度には194万円余の寄付金が寄せられ、基金保有額は、11億4,599万円余となった。

一方、この基金の果実による助成は、令和6年度末までの累計で、14億208万円余に達し、本県社会福祉の向上に大きな役割を果たしている。

令和6年度においては、基金の運用益に助成積立資産からの取崩額を加え助成事業計画に基づく助成を行い、民間の社会福祉活動の充実に寄与した。

1 助成事業の推進

令和6年度助成事業計画に基づき、次のとおり助成した。

(単位：千円)

助成区分	件数	助成額
社会福祉活動に対する助成	32	6,944
社会福祉活動に対する助成（特別助成事業）	1	1,000
社会福祉施設整備事業に対する助成	0	0
社会福祉従事者研修事業に対する助成	1	257
社会福祉の啓発及び顕彰事業に対する助成	0	0
合 計	34	8,201

2 寄付金の受入れ

募金箱設置等による寄付金を、次のとおり受け入れた。（敬称略）

（株）ベルジョイス 12件 1,941,130円

3 広報啓発の推進

当財団ホームページに助成事業の募集を掲載するとともに、関係団体等と連携を図りながら助成事業の周知に努めた。

4 基金の管理

基金保有額1,145,991,991円を国債、地方債及び政府保証債の債券を中心に適正運用に努めたが、低金利の厳しい運用環境下、運用益は5,263,671円、年平均利回りは0.46%となった。

5 会務の運営

定款、資金運用規程及び助成事業審査委員会設置規程に基づき、理事会、評議員会、助成事業審査委員会等を開催した。

（1）理事会の開催

【第1回】期日：令和6年5月8日

報告：理事長及び専務理事の職務執行状況について

債券運用報告について

議案：事務局長の選任について
令和5年度事業報告について
令和5年度収支決算について
理事候補者の推薦について（補充選任）
評議員候補者の推薦について（補充選任）
評議員会（定時評議員会）の招集について

【第2回】期日：令和6年7月3日（決議の省略）

議案：令和6年度助成事業計画の変更について
評議員会の招集について
提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

【第3回】期日：令和7年3月5日

報告：理事長及び専務理事の職務執行状況について
令和6年度助成事業実施状況及び収支決算見込みについて
議案：令和7年度事務委託契約の締結について
令和7年度事業計画について
令和7年度収支予算について
令和7年度債券等運用計画について
評議員会の招集について
その他（今後の岩手県福祉基金の運営について）

（2）評議員会の開催

【第1回】期日：令和6年5月27日

議案：令和5年度事業報告について
令和5年度収支決算について
理事の選任について（補充選任）
評議員の選任について（補充選任）

【第2回】期日：令和6年7月12日（決議の省略）

議案：令和6年度助成計画の変更について
議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日

【第3回】期日：令和7年3月21日

議案：令和7年度事業計画について
令和7年度収支予算について

（3）助成事業審査委員会の開催

【第1回】期日：令和6年5月29日

内容：令和6年公益財団法人岩手県福祉基金助成事業【特別助成事業】について

【第2回】期日：令和7年2月14日

内容：令和7年度助成要望事業について

（4）監事による監査の実施

期日：令和6年4月30日

内容：令和5年度事業報告について
令和5年度収支決算について

（5）専門家による債券運用計画に関する評価、助言・指導

期日：令和7年2月25日

内容：令和7年度債券運用計画の策定に当たり、外部の専門家の評価、助言、指導を受けた。

令和6年度 岩手県福祉基金助成実績(総括表)

(金額単位:千円)

	令和5年度						令和6年度					
	交付申請		交付決定		交付実績		交付申請		交付決定		交付実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1-1 社会福祉活動助成	33	7,352	32	6,906	32	6,833	32	7,229	32	7,229	32	6,944
1-2 社会福祉活動助成 (特別事業助成) 「地域共生社会の実現」	1	468	1	468	1	468	1	1,000	1	1,000	1	1,000
2 社会福祉施設整備助成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 社会福祉従事者研修助成	1	300	1	300	1	300	1	300	1	300	1	257
4 社会福祉啓発・顕彰助成	1	300	1	300	1	300						
合 計	36	8,420	35	7,974	35	7,901	34	8,529	34	8,529	34	8,201

注)交付申請の件数及び金額は、助成要望を受けて内容を審査、助成内定した団体のうち、実際に交付申請があつた件数、金額となっている。

令和6年度 公益財団法人岩手県福祉基金助成実績一覧

(単位:千円)

<1 社会福祉活動助成>

No.	団体名	事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
1	一般財団法人岩手県老人クラブ連合会	広報発行による高齢者福祉推進事業	200	200	200
2	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会	①身体障害者相談員等研修会開催事業 ②「身障いわて」会報発行事業	300	300	300
3	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会	①キャリアアップセミナー開催事業 ②会報「桐の花」発行事業	259	259	259
4	特定非営利活動法人岩手点訳の会	広報発行事業	160	160	160
5	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	①会報発行事業 ②団体事業周知・啓発事業	300	300	300
6	岩手盲ろう者友の会	①自立生活研修事業 ②盲ろう者の講演事業 ③会報・しおり発行事業	300	300	300
7	岩手手話通訳問題研究会	会報発行事業	200	200	200
8	特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	会報発行事業	200	200	200
9	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	本人スキルアップ研修開催事業	300	300	300
10	岩手県障がい者フライングディスク協会	フライングディスクでの交流による障がい者の理解促進事業	300	300	300
11	岩手県重症心身障害児(者)を守る会	会報発行事業	200	200	200
12	岩手県肢体不自由児・者父母の会	①会報発行事業 ②地域共生社会を目指す事業「文化や教養による心の豊かさを求めて！」	102	102	102
13	岩手県自閉症協会	①自閉症啓発デー講演会 ②自閉症学習会 ③親子合宿	300	300	300
14	岩手県保護司会連合会	会報発行事業	200	200	200
15	一般社団法人岩手県腎臓病の会	会報発行事業	200	200	181
16	全国パーキンソン病友の会岩手県支部	①会報「岩手県支部だより」発行事業 ②全国パーキンソン病友の会 北海道・東北ブロック大会交流会	300	300	300
17	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	広報・会報の発行事業	200	200	200
18	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	①会報作成事業 ②家族まるごと支援事業	300	300	300
19	岩手県里親会	①未委託里親交流研修会 ②広報発行事業	300	300	263
20	岩手県子ども会育成連合会	岩手県子ども会育成研究大会事業	100	100	100
21	一般社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会	令和6年度広報発行事業	185	185	185
22	チャイルドラインいわて	チャイルドラインいわて広報発行事業	126	126	126
23	いわて心臓病の子どもを守る会	いわて心臓病の子どもを守る会 2024デイキャンプ 開催事業	90	90	76
24	岩手県学童保育連絡協議会	岩手県学童保育連絡協議会 第52回指導員学校・第34回合宿研修会事業	200	200	200
25	CILもりおか	2024.ピアカウンセリング体験講座	271	271	209
26	一般社団法人東北音楽療法推進プロジェクト	東日本大震災被災地域における「歌と体操のサロン」資料作成および配布事業	197	197	185
27	岩手県ホームヘルパー協議会	岩手県内訪問介護員の人材確保に向けた魅力発信事業	260	260	204
28	Grace inc	地域共生社会実現に向けた、誰もが集まる居場所づくり支援事業	209	209	124
29	一般社団法人生きがいづくり研究所	100歳まで立って・歩ける足のつくり方～フットケア・運動指導～事業	300	300	300

No.	団体名	事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
30	一般社団法人岩手県介護福祉士会	VR認知症体験会	300	300	300
31	社会福祉法人いのちの電話	電話ボランティア継続研修事業	300	300	300
32	岩手県ことばを育む親の会	パンフレットの作成	70	70	70
	小計		7,229	7,229	6,944

<1-2 社会福祉活動助成(特別助成事業)>

No.		事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
101	特定非営利活動法人未来図書館	「小中高生を冊子やふれあいで応援！」応援団開拓事業	1,000	1,000	1,000
	小計		1,000	1,000	1,000

<2 社会福祉施設整備助成>

No.	団体名	事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
	小計		0	0	0

<3 社会福祉従事者研修助成>

No.	団体名	事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
301	特定非営利活動法人成年後見センターもりおか	成年後見支援従事スタッフ等研修事業	300	300	257
	小計		300	300	257

<4 社会福祉啓発・顕彰助成>

No.	団体名	事業名	交付申請額	交付決定額	交付実績額
	小計		0	0	0
合計			8,529	8,529	8,201

令和 6 年度収支決算書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

収支計算書（損益ベース）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	9,501,000	9,070,094	430,906
基本財産受取利息(指定正味財産からの振替額)	9,501,000	9,070,094	430,906
経常収益計	9,501,000	9,070,094	430,906
(2)経常費用			
事業費	8,529,000	8,201,000	328,000
支払助成金	8,529,000	8,201,000	328,000
社会福祉活動助成	8,229,000	7,944,000	285,000
施設整備事業助成	0	0	0
従事者研修事業助成	300,000	257,000	43,000
啓発顕彰事業助成	0	0	0
管理費	972,000	869,094	102,906
諸謝金	7,000	6,600	400
旅費交通費	40,000	28,804	11,196
消耗品費	20,000	12,091	7,909
燃料費	6,000	3,165	2,835
食糧費	10,000	4,842	5,158
印刷製本費	82,000	45,650	36,350
光熱水料費	40,000	38,729	1,271
通信運搬費	86,000	81,508	4,492
手数料	45,000	20,350	24,650
委託費	422,000	422,000	0
賃借料	179,000	178,955	45
租税公課	25,000	23,100	1,900
雑費	10,000	3,300	6,700
経常費用計	9,501,000	9,070,094	430,906
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	0	0	0
2.経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	1,250,000	1,941,130	△ 691,130
受取寄付金	1,250,000	1,941,130	△ 691,130
基本財産運用益	5,140,000	5,263,671	△ 123,671
基本財産受取利息	5,140,000	5,263,671	△ 123,671
一般正味財産への振替額	9,501,000	9,070,094	430,906
一般正味財産への振替額	9,501,000	9,070,094	430,906
当期指定正味財産増減額	△ 3,111,000	△ 1,865,293	△ 1,245,707
指定正味財産期首残高	1,145,633,483	1,152,720,317	△ 7,086,834
指定正味財産期末残高	1,142,522,483	1,150,855,024	△ 8,332,541
III 正味財産期末残高	1,142,522,483	1,150,855,024	△ 8,332,541

(注記)

- ・借入金限度額 0円
- ・債務負担額 0円
- ・設備投資の予定無し

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
経常収益			
基本財産運用益	9,070,094	8,657,725	412,369
基本財産受取利息(指定正味財産からの振替額)	9,070,094	8,657,725	412,369
経常収益計	9,070,094	8,657,725	412,369
経常費用			
事業費	8,201,000	7,901,000	300,000
支払助成金	8,201,000	7,901,000	300,000
社会福祉活動助成	7,944,000	7,301,000	643,000
施設整備事業助成	0	0	0
従事者研修事業助成	257,000	300,000	△ 43,000
啓発顕彰事業助成	0	300,000	△ 300,000
管理費	869,094	756,725	112,369
諸謝金	6,600	6,600	0
旅費交通費	28,804	28,104	700
消耗品費	12,091	10,663	1,428
燃料費	3,165	2,880	285
食糧費	4,842	3,774	1,068
印刷製本費	45,650	29,613	16,037
光熱水料費	38,729	38,776	△ 47
通信運搬費	81,508	50,882	30,626
手数料	20,350	16,370	3,980
委託費	422,000	375,000	47,000
賃借料	178,955	170,963	7,992
租税公課	23,100	23,100	0
雑費	3,300	0	3,300
経常費用計	9,070,094	8,657,725	412,369
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2.経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	1,941,130	1,843,624	97,506
受取寄付金	1,941,130	1,843,624	97,506
基本財産運用益	5,263,671	5,109,508	154,163
基本財産受取利息	5,263,671	5,109,508	154,163
一般正味財産への振替額	9,070,094	8,657,725	412,369
一般正味財産への振替額	9,070,094	8,657,725	412,369
当期指定正味財産増減額	△ 1,865,293	△ 1,704,593	△ 160,700
指定正味財産期首残高	1,152,720,317	1,154,424,910	△ 1,704,593
指定正味財産期末残高	1,150,855,024	1,152,720,317	△ 1,865,293
III 正味財産期末残高	1,150,855,024	1,152,720,317	△ 1,865,293

(注記)

- ・借入金限度額 0円
- ・債務負担額 0円
- ・設備投資の予定無し

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,706,157	2,673,954	△ 967,797
未収金	43,000	0	43,000
流動資産合計	1,749,157	2,673,954	△ 924,797
2. 固定資産			
基本財産			
現金預金	7,790,701	106,011,591	△ 98,220,890
投資有価証券	1,138,201,290	1,038,039,270	100,162,020
基本財産合計	1,145,991,991	1,144,050,861	1,941,130
特定資産			
助成積立資産	4,863,033	8,669,456	△ 3,806,423
特定資産合計	4,863,033	8,669,456	△ 3,806,423
固定資産合計	1,150,855,024	1,152,720,317	△ 1,865,293
資産合計	1,152,604,181	1,155,394,271	△ 2,790,090
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,749,157	2,673,954	△ 924,797
流動負債合計	1,749,157	2,673,954	△ 924,797
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,749,157	2,673,954	△ 924,797
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,150,855,024	1,152,720,317	△ 1,865,293
(うち特定資産への充当額)	(1,145,991,991)	(1,144,050,861)	(1,941,130)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(4,863,033)	(8,669,456)	(△ 3,806,423)
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	(0)	(0)	(0)
負債及び正味財産合計	1,150,855,024	1,152,720,317	△ 1,865,293
	1,152,604,181	1,155,394,271	△ 2,790,090

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
固定資産の減価償却は、定額法によっている。(保有資産なし)
- (3) 特定資産の計上基準
当年度決算による収支残額を全額計上することとしている。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理については、税込み方式によっている。

2 会計方針の変更

平成25年度から公益法人会計基準(平成20年基準)に変更している。

3 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	100,432,977	7,519,744	107,812,480	140,241
定期預金	5,578,614	7,650,460	5,578,614	7,650,460
投資有価証券	1,038,039,270	100,162,020		1,138,201,290
小 計	1,144,050,861	115,332,224	113,391,094	1,145,991,991
特定資産				
助成積立資産	8,669,456	0	3,806,423	4,863,033
小 計	8,669,456	0	3,806,423	4,863,033
合 計	1,152,720,317	115,332,224	117,197,517	1,150,855,024

4 基本財産及び特定資産の財源などの内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	140,241	140,241		
定期預金	7,650,460	7,650,460		
投資有価証券	1,138,201,290	1,138,201,290		
小 計	1,145,991,991	1,145,991,991		0 0
特定資産				
助成積立資産	4,863,033	4,863,033		
小 計	4,863,033	4,863,033		0 0
合 計	1,150,855,024	1,150,855,024		0 0

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
大阪府公募公債第420回 ※1	109,951,490	108,141,000	△ 1,810,490
第13回大阪府公募公債(20年)	110,000,000	104,929,000	△ 5,071,000
広島市公募公債平成30年度第5回	100,000,000	96,630,000	△ 3,370,000
北海道令和4年度第12回公募公債	100,000,000	94,860,000	△ 5,140,000
第777回東京都公募公債	100,000,000	97,570,000	△ 2,430,000
第16回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	95,650,000	△ 4,350,000
第412回大阪府公募公債	320,000,000	316,064,000	△ 3,936,000
第286回政府保証道路債券(20年) ※2	98,249,800	85,400,000	△ 12,849,800
千葉市令和6年度第1回公募公債(10年)	100,000,000	94,290,000	△ 5,710,000
合 計	1,138,201,290	1,093,534,000	△ 44,667,290

※1 大阪府公募公債第420回債(平成29年6月20日取得)は、額面110,000,000円、取得価格が109,838,300円であったため、その差額が金利調整額と思われることから、平成30年度から償却原価法により、年額16,170円を償却している。

※2 第286回政府保証道路債券(20年)(平成28年9月20日取得)は、額面金額100,000,000円、取得価格が97,083,000円であったため、その差額が金利調整額と思われることから、平成29年度から償却原価法により年額145,850円を償却している。

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	9,070,094
合 計	9,070,094

附 屬 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

財産目録
令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金	岩手銀行本店 普通預金0299810 東北銀行本店 普通預金0235989 盛岡信用金庫本店 普通預金0055443 未収金 助成金返還	運転資金(未払金支払資金)として 〃 〃 Grace inc	1,545,375 144,057 16,725 43,000
流動資産合計				1,749,157
(固定資産)				
基本財産	普通預金 定期預金 投資有価証券	北日本銀行本店 普通預金1620432 岩手銀行本店 定期預金2282795 大阪府公募公債第420回 第13回大阪府公募公債(20年) 広島市公募公債平成30年度第5回 北海道令和4年度第12回公募公債 第777回東京都公募公債 第16回埼玉県公募公債(20年) 第412回大阪府公募公債 第286回政府保証道路債券(20年) 千葉市令和6年度第1回公募公債(10年)	運用益を公益目的事業の財源として使用している(公益目的100%) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 運用益を公益目的事業及び管理費の財源として使用している (公益目的20% 20,000,000) (法人目的80% 80,000,000) 運用益を公益目的事業の財源として使用している(公益目的100%) 〃 〃 〃	140,241 7,650,460 109,951,490 110,000,000 100,000,000 100,000,000 100,000,000 320,000,000 98,249,800 100,000,000 4,789,810 73,223
特定資産	普通預金	岩手銀行本店 普通預金2064294 岩手銀行本店 普通預金0299810	助成事業(公益目的事業)の積立資産であるもの 〃	
固定資産合計				1,150,855,024
資産合計				1,152,604,181
(流動負債)				
	未払金	社会福祉活動助成 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 燃料費 通信運搬費 賃借料 雜費	特非)岩手点認の会 福)岩手県視覚障害者福祉協会 岩手盲ろう者友の会 特非)岩手県精神保健福祉連合会 岩手県学童保育連絡協議会 岩手県ホームヘルパー協議会 岩手県聴覚障害者協議会 東北音楽療法推進プロジェクト 特非)岩手県中途失聴・難聴者協会 公用車ガソリン代 送料 公用車リース料 送金手数料	32,000 259,000 60,000 300,000 200,000 204,000 300,000 185,000 200,000 618 440 2,379 5,720
流動負債合計				1,749,157
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				1,749,157
正味財産				1,150,855,024

令和 7 年度事業計画書

令和7年度事業計画

第1 運営の基本方針

当財団は、住み慣れた地域で人々が安心して生活することができるよう、基本財産から生ずる運用益を財源として民間社会福祉活動に助成することにより、県民福祉の増進に大きな役割を果たしてきた。

地域社会に目を向けると、人口減少や高齢化の進行を背景に共同体機能がせい弱化している中で、住民や多種多様な主体が協働し、地域で支え合う取組が求められており、社会福祉関係者には、県民生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。

令和7年度は、民間社会福祉活動を支援する当財団への期待に応えるため、県の施策動向を見ながら、県民ニーズに即した弾力的で効果的な助成事業を実施するとともに、基金の状況を踏まえ、将来の基金の運営や助成事業の見直しを進める。

第2 実施事項

1 助成事業の実施

民間社会福祉活動活性化のため、民間社会福祉関係団体や民間社会福祉施設の状況把握に努めるとともに、基金から生ずる運用益を用いて、次の事業を対象に助成する。

(1) 社会福祉活動への助成

- ① 社会福祉関係団体が行う在宅福祉活動及び地域福祉の増進等、社会福祉の向上を図るための活動への助成
- ② 理事会において特に必要と認められたテーマ（地域共生社会の実現）に関する活動への助成

(2) 社会福祉施設整備への助成

施設利用者の危険防止等のための修繕や施設の整備のうち、他制度の助成対象外であつて緊急性が高いと認められるものへの助成

(3) 社会福祉従事者研修への助成

社会福祉従事職員に対する研修事業への助成

(4) 社会福祉啓発・顕彰への助成

福祉教育活動及び社会福祉意識啓発並びに社会福祉関係者に対する顕彰などの事業への助成

※ (1) の②から (4) まで助成要望なし

2 広報啓発の推進

関係団体等と連携を図りながら助成事業の周知に努め、県民の社会福祉意識を高め、併せて当財団に対する理解の増進に努める。

3 基金の適正な管理運営

定款等に基づく適正な管理運営に努めるとともに、次の事項について実施する。

- (1) 評議員会の開催（定時評議員会及び臨時評議員会）
- (2) 理事会の開催（定例理事会及び臨時理事会）
- (3) 監事による監査の実施
- (4) 助成事業審査委員会の開催
- (5) 資金運用規程に基づく資金の適正運用
- (6) 基金の運営や助成事業見直しの検討

令和 7 年度 岩手県福祉基金助成事業計画（総括表）

（単位:千円）

	令和 6 年度						令和 7 年度			
	助成要望		助成内定		交付決定		助成要望		助成内定	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1-1 社会福祉活動助成	32	7,229	32	7,229	32	7,229	33	7,531	33	7,531
1-2 社会福祉活動助成 (特別事業助成) 「地域共生社会の実現」	3	2,283	1	1,000	1	1,000	0	0	0	0
2 社会福祉施設整備助成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 社会福祉従事者研修助成	1	300	1	300	1	300	0	0	0	0
4 社会福祉啓発・顕彰助成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	36	9,812	34	8,529	34	8,529	33	7,531	33	7,531

<1 社会福祉活動助成>

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
1	一般財団法人岩手県老人クラブ連合会	広報発行による高齢者福祉推進事業	200	200
2	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会	①身体障害者相談員等研修会開催事業 ②「身障いわて」会報発行事業	300	300
3	特定非営利活動法人岩手点訳の会	広報発行事業	160	160
4	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	会報発行事業	200	200
5	岩手盲ろう者友の会	①健康サポート事業 ②盲ろう者の講演事業 ③会報・しおり発行事業	300	300
6	岩手手話通訳問題研究会	会報発行事業	200	200
7	特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	会報発行事業	200	200
8	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	本人スキルアップ研修開催事業	300	300
9	岩手県障がい者フライングディスク協会	フライングディスクでの交流による障害者の理解促進事業	300	300
10	岩手県重症心身障害児(者)を守る会	会報発行事業	200	200
11	岩手県肢体不自由児・者父母の会	①会報発行事業 ②「地域共生社会の実現」全国肢体不自由児者父母の会連合会「第42回東北ブロック岩手大会」	180	180
12	岩手県自閉症協会	①親子レクレーション大会 ②障がい者グループホーム相談会 ③自閉スペクトラム症児・者の健康講演会	300	300
13	岩手県保護司会連合会	会報発行事業	200	200
14	一般社団法人岩手県腎臓病の会	会報発行事業	200	200
15	全国パーキンソン病友の会岩手県支部	①会報「岩手県支部だより」発行事業 ②岩手県支部主催勉強会、リハビリ講習会	300	300
16	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	広報・会報の発行事業	200	200
17	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	会報作成事業	200	200
18	岩手県里親会	①未委託里親交流研修会 ②岩手県里親会交流研修会事業 ③広報発行事業	300	300
19	岩手県子ども会育成連合会	岩手県子ども会育成研究大会事業	100	100
20	一般社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会	令和7年度広報発行事業	190	190
21	チャイルドラインいわて	チャイルドラインいわて広報発行事業	152	152
22	いわて心臓病の子どもを守る会	いわて心臓病の子どもを守る会 2025デイキャンプ 開催事業	81	81
23	岩手県学童保育連絡協議会	岩手県学童保育連絡協議会 第53回指導員学校・第35回合宿研修会事業	200	200
24	CILもりおか	2025.ピアカウンセリング体験講座	221	221
25	100キロ歩いて海を見よう！実行委員会	100キロ歩いて海を見よう！事業	300	300
26	一般社団法人生きがいづくり研究所	100歳まで立って・歩ける足のつくり方『健康寿命延伸に欠かせない足の機能向上』事業	300	300
27	一般社団法人岩手県介護福祉士会	VR発達障害体験会	300	300

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
28	社会福祉法人盛岡いのちの電話	電話ボランティア養成講座(公開講座)開催事業	247	247
29	岩手県ことばを育む親の会	NPO法人全国ことばを育む会創立60周年記念第30回全国大会岩手大会 岩手県ことばを育む親の会結成60周年記念第52回盛岡大会	300	300
30	岩手県児童養護施設協議会	令和7年度72回東北ブロック児童養護施設研究協議会事業	300	300
31	難聴児と家族の会 たんぽぽ会	学習会事業	30	30
32	アイライン岩手の会	医療的ケア児者当事者及び家族の交流会、茶話会	270	270
33	一般社団法人クジマチ	地域共生型地域づくり推進事業	300	300
	小計		7,531	7,531

<1-2 社会福祉活動助成(特別助成事業)>

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
101				
	小計		0	0

<2 社会福祉施設整備助成>

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
201				
	小計		0	0

<3 社会福祉従事者研修助成>

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
301				
	小計		0	0

<4 社会福祉啓発・顕彰助成>

No.	団体名	事業名	助成要望額	助成内定額
401				
	小計		0	0

合計	7,531	7,531
----	-------	-------

令和 7 年度収支予算書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

令和7年度 収支予算書(損益ベース)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額			摘要 (増減の主な要因等)
	令和7年度	令和6年度	増 減	
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	助成内定(見込)額の増に伴う
基本財産受取利息(振替額)	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	指定正味財産からの振替額の減
経常収益計	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	
(2)経常費用				
事業費	7,531,000	8,529,000	△ 998,000	助成内定(見込)額の減
支払助成金	7,531,000	8,529,000	△ 998,000	
社会福祉活動助成	7,531,000	8,229,000	△ 698,000	
従事者研修事業助成	0	300,000	△ 300,000	
管理費	972,000	972,000	0	経費内訳の精査
諸謝金	7,000	7,000	0	
旅費交通費	50,000	40,000	10,000	
消耗品費	20,000	20,000	0	
燃料費	6,000	6,000	0	
食糧費	11,000	10,000	1,000	
印刷製本費	70,000	90,000	△ 20,000	
光熱水料費	40,000	40,000	0	
通信運搬費	86,000	86,000	0	
手数料	45,000	45,000	0	
委託費	422,000	422,000	0	
賃借料	180,000	171,000	9,000	
租税公課	25,000	25,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
経常費用計	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2.経常外増減の部				
経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	0	0	0	
一般正味財産期末残高	0	0	0	
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	1,250,000	1,250,000	0	
受取寄付金	1,250,000	1,250,000	0	
基本財産運用益	5,346,000	5,140,000	206,000	
基本財産受取利息	5,346,000	5,140,000	206,000	
一般正味財産への振替額	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	助成内定(見込)額の減に伴う
一般正味財産への振替額	8,503,000	9,501,000	△ 998,000	一般正味財産への振替額の減
当期指定正味財産増減額	△ 1,907,000	△ 3,111,000	1,204,000	
指定正味財産期首残高	1,142,522,483	1,145,633,483	△ 3,111,000	
指定正味財産期末残高	1,140,615,483	1,142,522,483	△ 1,907,000	
III 正味財産期末残高	1,140,615,483	1,142,522,483	△ 1,907,000	

(注記) • 借入金限度額 0円

• 債務負担額 0円

• 設備投資の予定無し

定 款 ・ 諸 規 程

1	定款	19
2	助成事業実施要綱	27
3	助成事業実施要綱の運用基準	31
4	助成事業審査委員会設置規程	32
5	役員及び評議員の報酬等並びに 旅費及び費用弁償に関する規程	33
6	事務局規程	34
7	経理規程	37
8	資金運用規程	47
9	公印規程	50
10	表彰規程	51
11	個人情報保護規程	52

公益財団法人岩手県福祉基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岩手県福祉基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、基本財産から生ずる果実を財源として民間社会福祉活動を助成し、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2章 目的及び事業

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉活動について助成すること
- (2) 社会福祉施設の整備について助成すること
- (3) 社会福祉従事者の研修について助成すること
- (4) 社会福祉の啓発及び顕彰について助成すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、

理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、岩手県知事に提出しなければならない。
(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するほか、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書については、毎事業年度終了後 3 か月以内に岩手県知事に提出しなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の設置)

第 13 条 この法人に評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に基づき、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者。

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する旅費などの費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年度 5 月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の多数をもって決しなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議事及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (2) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又

は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する旅費などの費用を支払うことができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面

をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条に基づき、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(運営)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第14条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の移行登記の際に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　　浅沼 康揮　　及川 公子　　笠水上 譲　　桑島 博
佐々木 比呂志　　古内 保之　　兼田 昭子　　小笠原 裕
監事　　水本 紘一　　平賀 富比古

4 この法人の最初の理事長は桑島 博、専務理事は古内保之とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大橋 清司　　米田 ハツエ　　小林 繁春　　中島 勝志　　田上 みね子
中沢 正博　　向井田 敏宏　　安田 雄次郎　　平賀 圭子

公益財団法人岩手県福祉基金助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人岩手県福祉基金定款第4条に基づく助成事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、定款第4条に定める事業であって、別表に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは助成対象としない。

(1) 専ら営利を目的とするもの。

(2) 事業の対象者が一つの市町村の住民に限られるもの。（施設整備助成を除く）

(助成対象者)

第3条 助成の対象となるものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 社会福祉の向上をはかるため設立された社会福祉法人及び公益法人、一般財団法人及び一般社団法人、非営利活動法人並びに社会福祉を目的として組織された団体

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する施設

(3) 社会福祉を目的とする公益法人、一般財団法人及び一般社団法人等が経営する社会福祉施設

2 助成の対象となるものは、次の各号のいずれにも適合するものとする。

(1) 県内に住所又は活動の本拠を有すること。

(2) 助成対象事業を確実に遂行できる見込があること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成の対象となるものが第2条に規定する事業を行うために要する経費とする。ただし、不動産取得費、職員給与費その他基金理事長（以下、「理事長」という）が定める経費を除くものとする。

(助成期間)

第5条 助成の期間は、1年以内とする。ただし、理事長が事業の遂行上特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(助成事業に充てる経費)

第6条 助成事業の実施に必要な経費には、基金から生じる果実の90パーセントを下回らない額を充てるものとする。

(要望の受付及び審査)

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、助成金交付要望書（様式第1号）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金交付要望書の提出があったときは、第2条、第3条及び第4条に定める内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成すべきものと認めたときは、第8条に基づき助成予定額を算出し、要望したものに対し内定の通知を行うものとする。

3 理事長は、前項の助成予定額の算出にあたり助成事業審査委員会の意見を聴くものとする。

4 理事長は、内定の通知を行うにあたり、助成事業審査委員会の意見を踏まえて、条件を付することがある。

(助成金の額)

第 8 条 助成金の額は、第 4 条に定める助成対象経費の合計額から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内の額とし、当該事業費の 9 割に相当する額又は、理事長が別に定める額のいずれか低い額を上限とする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第 9 条 第 7 条第 2 項による内定の通知を受け、助成の交付を申請しようとするものは、助成金交付申請書（様式第 2 号）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 10 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、助成すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請したものに対しその旨を通知するものとする。

(事業内容の変更及び事情変更等の届出義務及び承認申請)

第 11 条 助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は事業内容の変更及び事情変更等が生じた場合は、次の各号のとおり速やかに届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となった事業（以下「助成事業」という。）の内容の変更（理事長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式第 4 号）を理事長に提出し、承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を理事長に提出し、承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(事情変更等による決定の取消及び変更)

第 12 条 理事長は、前条各号の事情変更等による申請及び報告があった場合、必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(実績報告書及び助成金交付請求書の提出)

第 13 条 助成事業者は、助成事業が完了した日から起算して 60 日以内又は当該年度の末日いずれか早い日までに、助成事業実績報告書（様式第 6 号）及び、助成金交付請求書（様式第 7 号）に関係書類を添え理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 14 条 理事長は、助成事業実績報告書及び助成金交付請求書を受理したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成事業者からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(前金払)

第 15 条 理事長は、助成事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の 8 割を限度に前金払いをすることができる。ただし、特に必要と認められる場合は、交付決定額の全額を前金払いすることができる。

2 助成事業者が、助成金の前金払を受けようとするときは、前金払請求書（様式第 8 号）を

理事長に提出しなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止及び助成金の区分経理)

第 16 条 助成事業者は、助成金を助成事業以外の目的に使用してはならない。

2 助成事業者は、助成事業に係る経理について他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、証拠書類とともに、これを明らかにしておかなければならない。

(助成金交付決定の取消)

第 17 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 第 11 条に規定する事情変更等の届出義務及び承認申請を履行しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 助成事業者は、前条及び第 12 条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合等において、既に助成金が交付されているときは、理事長の命ずるところにより既に交付された助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が 10 万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から 5 年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、助成事業財産処分申請書（様式第 9 号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(補 則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 19 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降の助成金事業から適用し、それ以前の助成事業については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	事業内容
(1)社会福祉活動に対する助成	①在宅福祉活動及び地域福祉の増進等、社会福祉の向上をはかるために行う福祉活動（研修会事業、大会開催事業、広報発行事業等）への助成 ②理事会において特に必要と認められたテーマに関する活動への助成
(2)社会福祉施設の整備事業に関する助成	入所者の危険防止等のための修繕や施設整備で、他制度の助成対象とならない事業への助成
(3)社会福祉従事者研修に対する助成	社会福祉従事職員に対する研修事業への助成
(4)社会福祉の啓発及び顕彰事業に対する助成	福祉教育活動、社会福祉の啓発事業及び社会福祉関係者に対する顕彰などの事業への助成

公益財団法人岩手県福祉基金助成事業実施要綱の運用基準

1 助成対象事業（第2条関係）

- (1) 国または地方公共団体の補助制度による補助、公益財団法人いきいき岩手支援財団、特定公益信託いわてNPO基金等、他の助成を受けている事業は助成対象としない。
- (2) 要綱別表中区分の(1)(3)(4)の事業で、備品購入が大半を占める事業（助成額の概ね半分以上）は助成対象としない。

2 助成対象経費（第4条関係）

次に掲げる経費は助成対象としない。

- ① 法人又は団体の運営事務に関する経費（職員給与、役職員報酬、諸手当、法定福利費、退職積立金、退職手当金、家賃、光熱水費、電話・FAX料金、理事会・評議員会・役員会等の開催経費、事務諸費等）
- ② 不動産取得費、補償及び賠償金、償還金及び利子、投資及び出資金、寄付金等
- ③ 下部組織等に対する助成金や補助金
- ④ 市町村支部又はブロック支部、関連団体に対する助成金や補助金
- ⑤ 各種大会及び研修会への参加経費（北海道・東北ブロック大会及び研修会・会議、全国組織の大会及び研修会・会議への参加にかかる旅費、参加費等の経費）

3 助成期間（第5条関係）

- (1) 前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる事業については、翌年度継続して助成することができるものとする。
- (2) 前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。（ただし、要綱別表中区分(1)の広報発行事業を除く）

4 要望の受付（第7条関係）

- (1) 助成金交付要望書の受付は、原則として年1回とする。
- (2) 受付期間は12月上旬から翌年1月中旬までとする。

5 助成金の額（第8条関係）

- (1) 助成事業1件あたりの助成金額は30万円を上限とし、助成事業が広報紙等の発行に限られる場合は20万円を上限とする。
- (2) 要綱別表中区分(1)の②の事業については、100万円を上限とする。
- (3) 同一の団体が要綱の別表に掲げる複数の区分に助成要望することができるものとする。

6 実施時期

この運用基準は平成27年4月1日から施行し、平成28年度助成事業の募集から適用する。

公益財団法人岩手県福祉基金助成事業審査委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金定款に基づく事業を推進するため、助成事業審査委員会の設置、運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、助成事業の審査を業務とする。

(組織と任期)

第3条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げるところにより理事長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 学識経験者（社会福祉に関して知識と経験を有する者）

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 個別の議事に関し、利害関係のある委員は当該議事の議決には加わらない。

(報酬及び旅費等の支給)

第6条 委員は無報酬とし、会議出席にかかる旅費等の費用を支給する。

2 旅費及び費用弁償の額については、岩手県の「一般職等の旅費に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 14 号）」を準用する。ただし、現地経費は支給しない。

3 前項に規定する旅費及び費用弁償については、その事実を確認した都度、口座振込み等により支給する。

附 則

この規程は公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

**公益財団法人岩手県福祉基金
役員及び評議員の報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の定款第16条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(旅費の支給及び費用弁償)

第4条 旅費及び費用弁償の額については、岩手県の「一般職の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）」を準用する。ただし、現地経費は支給しない。

(支給方法)

第5条 前条に規定する旅費及び費用弁償については、その事実を確認した都度、口座振込み等により支給する。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人岩手県福祉基金事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金定款に基づき、事務局に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 定款その他諸規程に関すること
- (2) 評議員会、理事会及び諸会議に関すること
- (3) 職員の身分、給与、研修及び福利厚生に関すること
- (4) 事業計画及び事業実績報告に関すること
- (5) 予算及び決算に関すること
- (6) 会計及び経理に関すること
- (7) 財産及び物品の取扱い及び管理に関すること
- (8) その他理事長が必要と認めた事項

(職制)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 部長
- (3) 部員

2 事務局長は、理事長の命を受け、事務局職員を指導監督し、事務を掌握する。

3 部長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は、事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部員は、上司の命を受け事務に従事する。

(代決)

第4条 専務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、部長がその事務を代決する。

(代決の制限)

第5条 代決者は、事の重大又は異例に属する事項については、代行することはできない。ただし、

あらかじめ指揮を受けたとき又は、特に緊急を要するものについてはこの限りでない。

(代決事項の後閲)

第6条 代決者は、代決した事項について、すみやかに後閲の手続きをしなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(専決)

第7条 専務理事及び事務局長は、別表第1に掲げる事務を専決することができる。

(専決の制限)

第8条 前条の規定する専決事項であっても、次の各号の一に該当する場合は、専決することができない。

- (1) 事の重大又は異例に属するとき

- (2) 紛議論争があったとき又は処理の結果、紛議論争を生ずるおそれがあるとき
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に上司において事案を了知しておく必要があると認められるとき
- (文書の取扱い)

第9条 文書は正確、迅速に取扱い、事務が円滑適正かつ効率的に行われるよう処理しなければならない。

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付さなければならぬ。ただし、軽易なものは、これを省略することができる。

- 2 文書番号は、会計年度毎に一連番号とし、同一案件に係るものにあっては、完結するまで同一番号を用いるものとする。ただし、その案件が2年以上にわたるものにあっては、次年度にその番号を改めるものとする。
- 3 文書の記号及び番号は次のとおりとする。

岩福基金発第 号

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第7条に規程する専務理事、事務局長の専決事項)

専務理事

- 1 職員の任免、昇給、昇格に関すること
- 2 事務局長の休暇その他服務に関すること
- 3 事務局長の旅行命令並びに復命書の検閲に関すること
- 4 事務局の内部組織の分掌事務に関すること
- 5 事務局長の事務引継書の受理に関すること
- 6 通知、申請、照会及び回答に関すること
- 7 1件の金額1,000万円以上の支出に関すること
- 8 1件の金額50万円未満の予算流用に関すること
- 9 予備費の支出に関すること
- 10 登記及び登録に関すること
- 11 1件の金額300万円以上の寄付採納に関すること

事務局長

- 1 臨時職員の任用に関すること
- 2 事務局職員の旅行命令及び復命受理に関すること
- 3 事務局職員の超過勤務命令、休日勤務命令に関すること
- 4 事務局職員の休暇、その他服務に関すること

- 5 事務局職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当の認定に関すること
- 6 事務局職員の事務分担に関すること
- 7 職員の研修及び福利厚生に関すること
- 8 職員の身分証明に関すること
- 9 職員の履歴事項に関すること
- 10 軽易又は定例的通知、申請、照会、回答、証明等の処理に関すること
- 11 財産の維持及び保全に関すること
- 12 1件の金額1,000万円未満の支出に関すること
- 13 1件の金額300万円未満の寄付採納に関すること
- 14 物品の取得、管理、処分に関すること
- 15 その他各号に準ずる軽易な事項

公益財団法人岩手県福祉基金経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金（以下「財団」という。）の事業活動を適正かつ合理的に遂行するため、経理に関する事項を正確迅速に処理して、当財団の経営状況、財政状態を明らかにすることを目的とする。

(会計原則)

第2条 財団の会計は、次の各号に掲げる原則に基づいて処理しなければならない。

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

(会計年度)

第3条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(年度所属区分)

第4条 財団の会計においては、その財務状況を明らかにするため、収入及び支出並びに資産及び正味財産の増減について、その原因たる事実の発生した日により年度所属を区分するものとし、その日を決定しがたい場合は、その事実を確認した日により年度所属を区分するものとする。

(出納責任者)

第5条 財団の財務及び会計に関する事務の適正な運営に資するため、出納責任者及び出納事務担当者を置く。

- 2 出納責任者は、財務及び会計に関する事務を掌理するものとし、事務局長をもって充てる。
- 3 出納事務担当者は、会計に関する事務を補助するものとし、事務局長が指定する者をもって充てる。

(借入金)

第6条 理事長は、業務上必要があると認められるときは資金の借入れをすることができる。

- 2 理事長は、毎会計年度借入金の最高限度額について、理事会の議決を得なければならぬ。

第2章 勘定及び帳簿等

(勘定区分及び勘定科目)

第7条 財団の経理は、収入勘定、支出勘定、正味財産増減勘定、資産勘定、負債勘定及び正味財産勘定に区分して行うものとする。

- 2 前項の勘定は、別表第1に定める勘定科目によって整理するものとする。
- 3 理事長は、特に必要があると認めるときは前項に定める勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

(帳簿)

第8条 財団は、次に掲げる帳簿を供え、収入、支出を記帳しなければならない。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳（又は会計伝票）
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 現金出納帳
 - イ 預金出納帳
 - ウ 固定資産台帳
 - エ 基本財産台帳
 - オ 特定資産台帳
 - カ 指定正味財産台帳
 - キ その他必要な帳簿

(帳簿等の保存年限)

第9条 帳簿、伝票その他経理に関する書類の保存期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 予算書類・決算書類 | 永久保存 |
| (2) 帳簿・伝票 | 10年 |
| (3) 証憑書類 | 10年 |
| (4) その他の書類 | 5年 |

- 2 前項の保存期間は、帳簿等閉鎖のときから起算する。

第3章 予 算

(予算の目的)

第10条 予算は、各会計年度の事業計画を計数をもって表示し、収支の合理的な規制を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の編成)

第11条 事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

(予備費)

第12条 予測しがたい支出に充てるため、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

- 2 予備費を使用したときは、理事長は、理事会において報告しなければならない。

(予算の流用)

第13条 理事長は、やむを得ない理由があるときは、一会計単位内において、次の各号に

掲げる場合を除き予算を流用することができる。

- (1) 事業計画の変更を伴う場合
 - (2) 勘定科目の款の範囲を超える場合
- (予算の補正)

第 14 条 会計年度の途中において予算の変更を必要とするときは、理事長は、補正予算を作成し、理事会の議決及び評議員会の承認を得なければならない。

第 4 章 金銭の出納

(金銭の出納)

第 15 条 この規程において金銭とは現金および預金をいう。

- 2 有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。
- (金銭等の保管)

第 16 条 金銭は、業務上必要な手許現金を除き、金融機関に預け入れる等、安全、確実な方法により保管しなければならない。有価証券もまた同様とする。

- 2 金銭は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (預金残高の照合)

第 17 条 預金は、毎月末において取引金融機関等と現金・預金出納簿との残高を照合、確認しなければならない。

(収入の手続)

第 18 条 収入は、特別な理由がある場合を除き、銀行振込の方法により収納するものとする。

- 2 金銭を収納したときは、納入者に出納事務担当者の認印をうけた領収書を交付しなければならない。ただし、銀行振込により収納したときは、これを省略することができる。
- (収納した金銭の保管)

第 19 条 日々入金した金銭は、これを直接、直ちに支出に充てることなく、当日、やむを得ないときは翌日、一旦金融機関に預け入れなければならない。

(寄付金品の受入手続)

第 20 条 寄付金品を受入れた場合には、出納事務担当者は、寄付の目的を記載した寄付申込書に基づき、寄付者、寄付金額及び寄付の目的を明らかにして、出納責任者に報告するとともに、原則として、理事長の承認を得なければならない。

(支出の手続)

第 21 条 金銭の支払いは、受領する権利のある者からの請求書、その他取引を証する書類に基づき、原則として、銀行振込の方法により支出するものとする。

- 2 金銭の支払いを行う場合には、出納事務担当者の承認を得て行わなければならない。
- 3 金銭の支払いについては、受領する権利を有する者の署名又は記名捺印のある領収書を受取らなければならない。
- 4 銀行振込の方法により支払いを行った場合で、とくに前項に規定する領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込を証する書類によって前項の領収書に代えることができる。
- (支払期日)

第 22 条 金銭の支払いは、毎月末までとする。ただし、小口及び隨時支払うことが必要なものについてはこの限りではない。

(資金前途)

第 23 条 資金の性質上又は業務運営上必要があるときは、資金を職員に前途することができる。

2 前項の前途することができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 謝礼金、その他これに要する経費
- (2) 証紙等をもって納付する手数料、有料道路の通行料その他即時払いしなければ処理又は調達が困難な場合に要する経費
- (3) その他理事長が必要と認める経費

(概算払)

第 24 条 資金の性質上又は業務運営上必要があるときは、概算払をすることができる。

2 前項の概算払することができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 旅費
- (2) 助成金
- (3) その他理事長が必要と認める経費

(前金払)

第 25 条 経費の性質上または業務運営上必要があるときは、その経費の一部または全部を前金払することができる。

2 前項の前金払することができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 前金で支払いしなければ契約しがたい請負、購入又は借入れに要する経費
- (2) 研究又は調査に従事する者に対して支払う経費
- (3) 助成金
- (4) その他理事長が必要と認める経費

(精算)

第 26 条 資金前途又は概算払を受けた者は、業務完了後速やかに証拠書類を添付した精算書を提出し、業務に要した経費と既に受領した金額の間に剩余が生じたときには返納し、不足が生じたときには請求しなければならない。ただし、過不足が生じたとき以外は、口座振込手数料については、精算書の提出を省略でき、旅費については、旅行命令の完結確認を行うことにより精算書の提出を省略することができる。

(立替払)

第 27 条 緊急止むを得ない理由により、当財団が負担すべき経費を役員・評議員・委員・職員が立替払したときは、支払後速やかに支払先の発行した領収書もしくは証書を添付して請求しなければならない。

(戻入)

第 28 条 支払を完了した後において、過誤その他の理由により支払先からの返納を要するときは、支出伺い及び出金伝票にその旨を表示して処理し、返納金は、当該支払いに係る支出予算に戻入しなければならない。

2 前項の返納が当該支払いの所属する会計年度経過の後であった場合は、現年度の収入とする。

(収入支出に属さない現金等)

第 29 条 財団の収入に属さない金銭及び有価証券を受入れたときは、これを預かり金として処理する。

2 預かり金の処理については、収入及び支出に関する規定を準用する。

第 5 章 固定資産及び物品

(固定資産の範囲)

第 30 条 この規程において固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 基本財産
- (2) その他の固定資産

(取得価額)

第 31 条 固定資産の取得価額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、購入価格に付帯費用を加算した額
- (2) 建設又は製作に係るものは、建設又は製作に要した経費の額
- (3) 交換に係るものは、その交換に際して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与に係るものは、その資産の取得時の適正な評価額

(物品の区分等)

第 32 条 物品の区分は、次に掲げるとおりとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 性質又は形状を変えることなく 1 年を越えて使用に耐える物品で取得価額が 3 万円以上のもの及び美術工芸品
- (2) 消耗品 前号に定める物品以外の物品

2 前項の備品のうち、取得価額が 10 万円以上の物品については固定資産として管理するものとする。

(契約)

第 33 条 売買、賃借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 契約に関する事務の処理については、岩手県会計規則（平成 4 年 3 月 31 日岩手県規則第 21 号）第 4 章の規定の例による。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 34 条 決算は、一会计年度の会計記録を整理し、当該期間における収支の状況およびその期末における財産の状態を明らかにし、財団の適正な運営に資することを目的とする。

(試算表の作成)

第 35 条 出納事務担当者は、毎四半期について、翌 15 日までに試算表を作成しなければならない。

(決算書類の作成)

第 36 条 出納責任者は、毎会計年度終了後 1箇月以内に、所要の決算整理を行い、次の各号に掲げる決算書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な書類

(監査)

第37条 理事長は、前条の提出があったときは、監事の監査を受けなければならない。

(理事会・評議員会の認定)

第38条 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算を理事会および評議員会の認定に付さなければならない。

(補則)

第39条 この規程に定めるものほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

別表 1

勘定科目

1 貸借対照表及び財産目録に係る科目
(資産の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
流動資産	現金預金 未収金 前払金 仮払金 立替金 有価証券	現金預金 未収金 前払金 仮払金 立替金 有価証券	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後 1 年以内に満期の到来する債券（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く） 定款において基本財産と定めた資産
固定資産	基本財産 特定資産 その他の固定資産	現金預金 投資有価証券 助成事業積立資産	満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの

(負債の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
流動負債	未払金 前受金 預り金 短期借入金 立替金 有価証券	未払金 前受金 預り金 短期借入金 立替金 有価証券	返済期限が貸借対照表日後 1 年以内の借入金
固定負債	長期借入金	長期借入金	返済期限が貸借対照表日後 1 年超の借入金

(正味財産の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
指定正味財産	指定正味財産	県補助金 市町村補助金 受取寄附金 (うち基本財産への充当額)	
一般正味財産	一般正味財産	(うち特定資産への充当額) (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	

2 正味財産増減計算書に係る科目
(一般正味財産増減の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
経常収益			
基本財産運用益	基本財産受取利息	基本財産受取利息	
特定資産運用益	基本財産受取配当金 特定資産受取利息	基本財産受取配当金 特定資産受取利息	
受取補助金	特定資産受取配当金 受取補助金	特定資産受取配当金 受取県補助金	
受取寄付金	受取補助金	受取市町村補助金	
雑収益	受取寄付金 雑収益	受取寄付金 受取利息 雑収益	
経常費用			
事業費	支払助成金	社会福祉活動助成 施設整備事業助成 従事者研修事業助成 啓発顕彰事業助成	
管理費	雜費 諸謝金 旅費交通費 消耗品費 燃料費 食料費 交際費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 手数料 委託費 什器備品費 賃借料 租税公課 雜費		
基本財産評価損益等	基本財産評価損益等		一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益
特定資産評価損益等	特定資産評価損益等		一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益
投資有価証券評価損益等	投資有価証券評価損益等		一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益

経常外収益 固定資産売却益 固定資産受贈益 <u>特定資産戻入益</u> 経常外費用 固定資産売却損 固定資産除去損 <u>特定資産取崩損</u>	什器備品売却益 その他の固定資産売却益 投資有価証券受贈益 <u>特定資産戻入益</u> 什器備品売却損 その他の固定資産売却損 什器備品除去損 雑損失 <u>特定資産取崩損</u>	什器備品売却益 その他の固定資産売却益 投資有価証券受贈益 <u>特定資産戻入益</u> 什器備品売却損 その他の固定資産売却損 <u>特定資産取崩損</u>	指定正味財産から一般正味財産へも振替額を含む
--	---	---	------------------------

(指定正味財産増減の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
受取補助金等	受取県補助金 受取市町村補助金 受取寄付金 基本財産運用益 固定資産受贈益 基本財産評価益 特定資産評価益 基本財産評価損 特定財産評価損 基本財産受取利息 一般正味財産への振替額	受取寄付金 基本財産運用益 投資有価証券受贈益 基本財産評価益 特定資産評価益 基本財産評価損 特定財産評価損 基本財産受取利息 一般正味財産への振替額	指定正味財産を充当した基本財産の評価益 指定正味財産を充当した特定資産の評価益 指定正味財産を充当した基本財産の評価損 指定正味財産を充当した特定資産の評価損 指定正味財産から一般正味財産への振替額

3 収支予算書及び収支計算書に係る科目

(事業活動収支の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
事業活動収入 基本財産運用収入 特定資産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 特定資産利息収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 特定資産利息収入 特定資産配当金収入	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む

補助金収入	補助金収入	県補助金収入 市町村補助金収入 寄付金収入 利息収入 雑収入	
寄付金収入 雑収入	寄付金収入 雑収入		
事業活動支出 事業費支出	助成金支出	社会福祉活動助成 施設整備事業助成 従事者研修事業助成 啓発顕彰事業助成	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
管理費支出	雑費 諸謝金 旅費交通費 消耗品費 燃料費 食料費 交際費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 手数料 委託費 什器備品費 賃借料 租税公課 雑費		

(投資活動収支の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
投資活動収入 特定資産取崩収入	特定資産取崩収入	助成積立資産取崩収入	
投資活動支出 基本財産取得支出 特定資産取得支出	基本財産取得支出 特定資産取得支出	基本財産取得支出 助成積立資産取得支出	

(予備費支出の部)

勘定科目			取扱要領
大科目	中科目	小科目	
予備費支出 予備費	予備費	予備費	

公益財団法人岩手県福祉基金資金運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金（以下「法人」という。）定款第6条の規定に基づき、法人の資金の、より確実かつ効率的な運用を図るため、資金の運用に係る基本的な方針等について必要な事項を定める。

(対象資金)

第2条 この規程の対象となる資金は、基本財産及び運用財産のうち、現金、預金及び債券とする。

(優先順位)

第3条 資金運用にあたっては次の各号に定めるとおり、安全性を最も優先し、ついで流動性及び収益性を優先し判断する。

(1) 安全性について

元本の安全性の確保が最も重要であり、信用リスク及び金利リスクを低減することにより、資金全体の元本の保全に努めるものとする。

- ① 信用リスク 安全性の高い金融機関を選択し運用先の破綻による損失の回避を図る。
- ② 金利リスク 金利変動に伴う損失は、ポートフォリオ管理（資産運用に係る金融商品の種類や期間等の組み合わせによる管理）により回避を図る。

(2) 流動性について

基本財産及び運用財産の取崩しに支障のないよう十分な流動性の確保に努めるものとする。

(3) 収益性について

安全性及び流動性を確保した上で収益性の向上（効率的な運用）に努めるものとする。

(資金運用の基本原則)

第4条 資金は、次の各号に定める基本原則にもとづいて運用するものとする。

(1) 担当職員の基本的遵守事項

- ① 資金の管理運用に従事する職員は、安全性及び流動性の保持に十分配慮した上で効率的な運用に努めるものとする。
- ② 資金の管理運用に従事する職員は、その業務にあたり善良なる管理者としての注意を払わなければならない。

(2) 基本財産の運用に関する基本原則

基本財産は、債券による運用を優先するものとし、債券による運用が困難な基本財産の一部については、預金により運用する。運用は、運用財産に準じて行う。

(3) 運用財産の運用に関する基本原則

- ① 運用財産は原則として普通預金での運用とするが、余裕資金及び特定の目的により積み立てている資金がある場合は、その額、発生状況及び存在する期間に応じ、次のとおり、普通預金以外の預金又は債券での運用を行うものとする。

ア 短期運用（1年以下の運用）

資金余剰期間が1ヶ月程度以上見込まれる場合には、普通預金以外の預金により運

用するものとする。

イ 中長期運用（1年を超える運用）

資金の流動性が確保され、確実かつ効率的な運用が見込まれる場合は、普通預金以外の預金又は債券により運用するものとする。

② 預金の運用先

預金の運用先は、第6条4項で定める基準を満たした金融機関に対し預金利率の提示を求め、原則として利率の高い順に決定する（以下この方法を「引合い」という。）。

（債券運用の基本原則）

第5条 債券は次の各号に掲げる基本原則に基づいて運用する。

- (1) 債券運用をするに当たっては、運用する債券の種別、上限額及び期間等を明確にした債券運用計画を作成し、理事会の承認を得るものとする。
- (2) 債券購入に当たっては、金利変動リスク回避のため購入時期を分散するものとする。
(リスク管理の基本原則)

第6条 リスク管理にあたっては、次の各号に掲げる基本原則に基づいて行う。

- (1) 運用対象とする金融商品は、預金（大口定期預金、スーパー定期預金、通知預金及び普通預金に限る。）、国債、地方債及び政府保証債とする。
- (2) 前項に掲げる事業債は、次のいずれかの格付機関の格付に基づき、BBB以上の格付を取得しているものとする。
 - ① 格付投資情報センター（R&I）
 - ② 日本格付研究所（JCR）
 - ③ ムーディーズ・インベスター・サービス（Moody's）
 - ④ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）
- (3) 金融商品の運用期間は、預金については原則として1年以下とし、国債、地方債、政府保証債及び事業債については原則として20年以下とする。
- (4) 満期設定のある金融商品は、原則、その満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。ただし、流動性の確保等やむを得ないと判断する場合、若しくは、金融商品の入替売買を行うことで、資金運用の成果が高まるなど、運用管理に資する合理的な理由がある場合で、基本財産全体で元本割れが生じない範囲で途中解約又は売却を行うことができるものとする。
- (5) 預金での運用先金融機関の基準は次のとおりとする。
 - ① 自己資本比率について、銀行法等による規制基準（国際決済銀行による国際統一基準適用金融機関8%以上（新BIS規制）、国内業務のみを営む金融機関4%以上）をそれぞれ維持していること。
 - ② 格付機関による格付けが公表されている金融機関にあっては、長期債の格付けが投資適格等級であること。
 - ③ 理事長が説明等を求めた事項に対し、誠意ある対応がなされていること及び明確な説明がなされていること。また、それぞれの指標に変化がない場合であっても、金融機関の経営状況に問題があると認められる場合は、利率の提示を求めず、また、利率提示後に問題が判明した場合には、提示された利率に関わらず、運用先としないことができる

こと。

(6) 預金の運用期間中に、運用先金融機関が前項の基準を下回った場合には、速やかに預金の解約を検討するなど、可能な限り元本の保全を図るものとする。

(7) 理事長は、預金の引合いに当たり、リスクの分散を図るため、それぞれの金融機関に対して金融商品ごとに預金額の上限を設定することができるものとする。

(資金運用に関する検討及び検証)

第7条 資金の運用について検討及び検証を行うにあたっては、外部の専門家の意見を求めるものとし、これにかかる報償費については、岩手県の「講習等の講師に対する報償費の支給基準について（昭和50年1月27日人第427号）」を準用する。

(運用結果の報告)

第8条 資金運用状況は、毎年度その運用結果をとりまとめ前条の資金運用の評価と併せて、理事会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 5月 12日から施行する。

公益財団法人岩手県福祉基金公印規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金における公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印等)

第2条 公印及び公印を管理する者（以下「公印管理者」という。）は別表のとおりとする。

2 前項の公印の印影は公印台帳（別記様式）に登録する。

(公印の保管)

第3条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては、金庫等に格納しておかなければならない。

(公印の使用)

第4条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書（以下「文書」という。）及び決済を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。

2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、文書と原議とを照合し、押印を適当と認めたときは、公印の使用を許可するものとする。

(公印の印刷)

第5条 公印の印影を印刷しようとするときは、公印管理者の承認を受けなければならない。

(公印の亡失等)

第6条 公印管理者は、管理している公印を亡失又は損傷したときはすみやかに業務執行理事に連絡し、その指示を受けなければならない。

附 則

この規程は公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

別表

番号	印 刻 文 字	印材	大きさ (ミリ)	公印管理者
1	公益財団法人岩手県福祉基金理事長	つげ	方 24	事務局長
2	岩手県福祉基金理事長（出納・登記用）	つげ	直径 18	事務局長
3	公益財団法人岩手県福祉基金事務局長	つげ	方 24	事務局長

公益財団法人岩手県福祉基金表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の造成及び運営に多大の貢献を行い、その功績顕著な個人及び団体を表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の要件)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人及び団体について行う。

- (1) 50万円以上寄付した団体
- (2) 通算して100万円以上寄付した団体
- (3) 20万円以上寄付した個人
- (4) 通算して50万円以上寄付した個人
- (5) その他理事長が特に必要と認めた個人又は団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は、感謝状を授与して行う。

(対象者が死亡した場合の取扱い)

第4条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡した場合には、その表彰は遺族に授与するものとする。

附 則

この規程は公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人岩手県福祉基金 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、公益財団法人岩手県福祉基金（以下「本財団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本財団の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本財団が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本財団の責務)

第3条 本財団は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 本財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 本財団は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、

又は公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 本財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 本財団は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 本財団は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 本財団は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本財団は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 本財団は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 4 本財団は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得

したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本財団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この条項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第8条 本財団は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本財団は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本財団は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本財団は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 本財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本財団以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第9条 本財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用について、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本財団は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第10条 本財団は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本財団の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第11条 本財団は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果について申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本財団は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第12条 本財団は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本財団における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第13条 本財団は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、総務部長とするものとする。
- 3 総務部長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第14条 本財団の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雜 則

(その他)

第15条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県福祉基金の設立の登記の日から施行する。

統 計 資 料

助成要望と助成状況

(単位:件、千円)

	昭和52～令和5年度		令和6年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
社会福祉活動助成	1,488	1,016,575	32	7,229	1,520	1,023,804
	1,436	838,479	32	6,944	1,468	845,423
社会福祉施設整備助成	397	914,565	3	2,283	400	916,848
	185	286,054	1	1,000	186	287,054
社会福祉従事者研修助成	275	111,486	0	0	275	111,486
	257	84,875	0	0	257	84,875
社会福祉啓発・顕彰助成	88	151,745	1	300	89	152,045
	84	138,476	1	257	85	138,733
地域福祉活動助成	21	63,332	0	0	21	63,332
	16	45,998	0	0	16	45,998
合計	2,269	2,257,703	36	9,812	2,305	2,267,515
	1,978	1,393,882	34	8,201	2,012	1,402,083

※ 上段は要望件数及び要望額、下段は助成件数及び助成額を表す

基金造成状況

(単位:円)

区分	令和5年度末現在	令和6年度	合計
社会福祉事業振興基金	85,680,542	0	85,680,542
一般寄付金	357,025,114	1,941,130	358,966,244
指定寄付金(競馬組合)	50,000,000	0	50,000,000
市町村補助金	200,000,000	0	200,000,000
岩手県補助金	400,000,000	0	400,000,000
原資繰入金	51,345,205	0	51,345,205
合計	1,144,050,861	1,941,130	1,145,991,991

助成要望と

年 度	社会福祉活動助成				社会福祉施設整備助成				社会福祉従事者研修助成			
	要望		助成		要望		助成		要望		助成	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和52年度					4	28,400	3	4,230	15	2,578	15	1,577
53	13	5,504	13	3,480	17	22,843	8	8,462	18	3,035	16	2,592
54	13	5,920	13	4,980	24	35,407	11	13,050	23	4,855	18	3,880
55	13	7,433	12	6,160	28	53,742	9	19,130	28	6,330	25	5,480
56	15	14,009	15	10,040	19	41,141	11	21,640	30	9,981	29	7,651
57	16	17,362	16	15,150	16	31,975	10	16,300	31	8,587	31	7,040
58	22	21,106	21	16,550	11	29,330	8	17,990	33	10,763	32	7,345
59	25	27,761	25	22,450	15	36,201	10	16,580	12	5,115	10	3,190
60	27	26,454	26	23,350	32	174,237	9	14,590	10	3,955	10	3,668
61	27	26,774	25	23,910	26	47,453	8	15,860	9	3,400	8	3,110
62	24	23,520	23	19,670	25	63,197	5	11,330	11	7,735	10	3,630
63	27	27,775	27	26,125	21	46,266	4	6,800	7	3,470	7	2,910
平成元年度	25	28,185	25	25,245	20	73,418	2	6,000	8	4,960	8	3,732
2	28	29,045	27	28,045	19	58,569	7	14,600	9	5,440	9	4,451
3	27	33,380	27	31,730	22	54,643	7	15,690	3	5,181	3	5,475
4	29	40,205	29	33,620	5	10,827	5	10,200	3	5,624	3	2,560
5	30	37,074	30	32,800	14	18,913	3	3,640	1	2,960	1	2,600
6	34	37,440	32	32,550	5	6,657	5	6,000	2	2,850	2	2,516
7	33	37,566	33	30,100	6	7,005	6	5,780	1	3,320	1	2,800
8	34	32,981	34	24,950	4	4,955	4	4,955	0	0	0	0
9	35	29,840	35	24,700	7	7,400	7	7,400	0	0	0	0
10	35	28,617	35	24,060	5	6,490	5	6,490	0	0	0	0
11	36	27,490	36	23,460	6	7,420	6	7,420	1	800	1	800
12	41	27,682	39	23,340	3	3,678	3	3,670	0	0	0	0
13	39	25,780	38	20,860	3	2,871	3	2,580	0	0	0	0
14	39	23,680	39	19,120	3	4,128	3	3,777	0	0	0	0
15	38	23,150	38	19,090	3	3,783	3	3,400	0	0	0	0
16	38	23,535	38	19,255	2	3,858	2	3,125	1	500	1	500
17	38	23,530	38	17,400	3	3,729	3	3,156	1	500	0	0
18	42	20,341	40	17,203	2	2,872	2	2,872	0	0	0	0
19	41	24,659	41	20,059	4	2,542	3	2,142	0	0	0	0
20	37	23,593	36	18,695	4	2,447	4	2,447	1	500	1	500
21	46	29,924	41	19,011	5	4,832	1	850	2	775	1	80
22	37	27,604	34	16,443	3	2,916	3	2,916	1	130	1	116
23	40	20,824	36	16,197	1	207	0	0	2	577	2	577
24	37	21,028	35	17,143	3	1,732	2	982	3	1235	3	1228
25	39	21,488	39	17,975	2	2,000	0	0	4	1,989	4	1,689
26	45	23,041	44	17,880	2	5,595	0	0	2	1,724	2	1,615
27	39	21,134	39	15,915	0	0	0	0	1	2,017	1	963
28	37	9,144	37	8,812	0	0	0	0	0	0	0	0
29	37	9,020	35	8,544	0	0	0	0	0	0	0	0
30	34	8,874	34	8,511	1	294	0	0	0	0	0	0
令和元年度	32	7,550	31	7,201	0	0	0	0	0	0	0	0
2	40	10,288	31	6,338	1	300	0	0	0	0	0	0
3	33	8,096	29	6,344	1	292	0	0	0	0	0	0
4	36	8,914	32	6,717	0	0	0	0	1	300	1	300
5	35	8,255	33	7,301	0	0	0	0	1	300	1	300
6	32	7,229	32	7,229	3	2,283	1	1,000	0	0	0	0
計	1,520	1,023,804	1,468	845,708	400	916,848	186	287,054	275	111,486	257	84,875

助成の状況

(単位:件、千円)

社会福祉啓発・顕彰助成				地域福祉活動助成				合計			
要望		助成		要望		助成		要望		助成	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	750	3	517					22	31,728	21	6,324
2	1,820	2	1,070					50	33,202	39	15,604
2	2,540	2	1,450					62	48,722	44	23,360
5	4,850	5	3,000					74	72,355	51	33,770
3	4,500	3	2,800					67	69,631	58	42,131
3	3,900	3	3,800					66	61,824	60	42,290
2	6,100	2	5,600					68	67,299	63	47,485
2	6,650	2	6,650					54	75,727	47	48,870
2	7,250	2	7,250					71	211,896	47	48,858
2	7,800	2	7,800					64	85,427	43	50,680
3	8,700	2	7,225					63	103,152	40	41,855
1	2,500	1	2,500					56	80,011	39	38,335
1	4,500	1	3,900					54	111,063	36	38,877
1	3,900	1	3,900					57	96,954	44	50,996
2	5,450	2	5,450					54	98,654	39	58,345
2	5,700	2	5,200					39	62,356	39	51,580
3	6,200	3	6,200					48	65,147	37	45,240
1	5,400	1	5,300					42	52,347	40	46,366
1	5,300	1	4,500					41	53,191	41	43,180
1	5,300	1	4,500					39	43,236	39	34,405
1	4,500	1	4,500					43	41,740	43	36,600
1	4,000	1	4,000					41	39,107	41	34,550
1	4,000	1	4,000					44	39,710	44	35,680
2	4,500	2	4,500					46	35,860	44	31,510
2	2,150	1	900					44	30,801	42	24,340
2	3,700	2	3,600					44	31,508	44	26,497
2	5,000	2	4,900					43	31,933	43	27,390
1	5,000	1	4,900					42	32,893	42	27,780
1	1,000	1	885					43	28,759	42	21,441
1	1,000	1	800					45	24,213	43	20,875
1	1,000	1	800					46	28,201	45	23,001
7	3,365	6	3,004					49	29,905	47	24,646
3	1,750	3	1,750	5	14,582	5	14,582	61	51,863	51	36,273
4	2,925	4	2,798	7	23,676	4	13,352	52	57,251	46	35,625
1	600	1	600	3	11,253	3	9,048	47	33,461	42	26,422
2	950	2	950	4	5,621	3	5,416	49	30,566	45	25,719
3	2,395	3	2,395	2	8,200	1	3,600	50	36,072	47	25,659
3	2,200	3	2,182					52	32,560	49	21,677
1	600	1	600					41	23,751	41	17,478
1	300	1	300					38	9,444	38	9,112
1	300	1	300					38	9,320	36	8,844
1	300	1	300					36	9,468	35	8,811
0	0	0	0					32	7,550	31	7,201
1	200	0	0					42	10,788	31	6,338
1	300	1	300					35	8,688	30	6,644
1	300	1	300					38	9,514	34	7,317
1	300	1	300					37	8,855	35	7,901
1	300	1	300	0	0	0	0	36	9,812	34	8,201
89	152,045	85	138,776	21	63,332	16	45,998	2,305	2,267,515	2,012	1,402,083

公益財団法人岩手県福祉基金造成状況（令和7年3月31日現在）

(単位:件、円)

年度	社会福祉振興基金		一般寄付金		指定寄付金		市町村補助金		岩手県補助金		原資繰入金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	1	85,680,542	6,319	358,966,244	1	50,000,000	496	200,000,000	8	400,000,000	13	51,345,205	6,838	1,145,991,991
昭和52	1	85,680,542	242	22,228,859			62	50,000,000	1	100,000,000	1	3,170,000	307	261,079,401
53			385	29,635,599			62	50,000,000	1	100,000,000	1	3,265,599	449	182,901,198
54			288	19,039,451	1	50,000,000	62	20,000,000	1	50,000,000	1	5,661,009	353	144,700,460
55			389	29,582,405			62	20,000,000	1	50,000,000	1	7,043,000	453	106,625,405
56			302	12,518,150							2	7,779,893	304	20,298,043
57			291	17,282,305							2	11,083,480	293	28,365,785
58			405	10,909,314			62	15,000,000	1	25,000,000	1	4,090,686	469	55,000,000
59			305	19,076,279			62	15,000,000	1	25,000,000	1	2,000,000	369	61,076,279
60			269	14,983,024			62	15,000,000	1	25,000,000			332	54,983,024
61			282	22,311,150			62	15,000,000	1	25,000,000	1	1,650,000	346	63,961,150
62			264	24,418,116									264	24,418,116
63			270	9,379,515							1	4,173,000	271	13,552,515
平成元			146	8,923,843									146	8,923,843
2			112	6,529,985									112	6,529,985
3			106	8,733,710									106	8,733,710
4			145	7,132,764									145	7,132,764
5			128	8,477,305									128	8,477,305
6			107	3,366,750									107	3,366,750
7			85	4,450,000									85	4,450,000
8			105	12,530,409									105	12,530,409
9			96	3,000,000									96	3,000,000
10			105	9,039,000									105	9,039,000
11			138	14,844,771									138	14,844,771
12			93	2,911,437									93	2,911,437
13			93	1,988,627									93	1,988,627
14			69	6,288,546									69	6,288,546
15			70	1,395,746									70	1,395,746
16			63	4,492,972									63	4,492,972
17			55	861,224									55	861,224
18			63	1,037,671									63	1,037,671
19			68	1,581,114							1	1,428,538	69	3,009,652
20			70	1,212,491									70	1,212,491
21			65	1,265,748									65	1,265,748
22			73	1,116,166									73	1,116,166
23			82	1,062,165									82	1,062,165
24			116	1,225,083									116	1,225,083
25			105	1,067,124									105	1,067,124
26			106	847,604									106	847,604
27			52	914,486									52	914,486
28			8	1,044,655									8	1,044,655
29			7	810,720									7	810,720
30			13	1,014,446									13	1,014,446
令和元			17	1,142,190									17	1,142,190
2			14	1,095,805									14	1,095,805
3			15	1,133,748									15	1,133,748
4			13	1,279,018									13	1,279,018
5			12	1,843,624									12	1,843,624
6			12	1,941,130									12	1,941,130

※ 平成10年度の一般寄付金 9,039,000円には、平成9年度からの繰越金(一般寄付金分)4,839,000円が含まれる。

平成11年度の一般寄付金14,844,000円には、平成10年度からの繰越金(一般寄付金分)1,054,000円が含まれる。

平成19年度の原資繰入金1,428,538円は、翌年度財団法人岩手県長寿社会振興財団に譲渡された、特別基金からの繰入金(特別基金への一般寄付金)である。

公益財団法人岩手県福祉基金 役員等名簿

[理事 : 5名以上10名以内 監事 : 2名以内]

(任期 : 令和7年5月27日から令和8年度に関する定時評議員会の終結の時まで)

役員区分	氏 名	職 名	備考
理事長 (代表理事)	長山 洋	学識経験者 (社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 顧問)	
専務理事 (業務執行理事)	高橋 進	学識経験者 (社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 専務理事)	
理 事	加藤 勝章	岩手県保健福祉部 副部長	
	菊池 正勝	公益財団法人いきいき岩手支援財団 理事長	
	新屋 浩二	学識経験者 (前社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 専務理事)	
	菅原 和彦	株式会社岩手日報社 常勤監査役	
	相馬 一二三	公益社団法人岩手県看護協会 会長	
	館沢 敏子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 会長	

(任期 : 令和7年5月27日から令和10年度に関する定時評議員会の終結の時まで)

監 事	宇土沢 学	学識経験者 (元社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局長)	
	及川 崇	一般社団法人岩手県銀行協会	

公益財団法人岩手県福祉基金 評議員名簿

[評議員 : 5名以上10名以内]

(任期 : 令和7年5月27日から令和10年度に関する定時評議員会の終結の時まで)

区 分	氏 名	職 名	備考
評議員	磯田 朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長	
	大橋 清司	岩手県社会教育連絡協議会 会長	
	櫛引 忠	一般社団法人岩手県医師会	
	高橋 和佳子	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて 副理事長兼事務局長	
	立花 徹	岩手県町村会 事務局長	
	藤澤 良志	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 常務理事兼事務局長	
	古館 和好	岩手県市長会 事務局長	
	米田 ハツエ	岩手県民生委員児童委員協議会 副会長	
	眞下 卓也	株式会社アイビーシー岩手放送 常務取締役	

(五十音順)

令和7年7月1日現在